(Arigo) 処理の能率化を促進し、もつて国民経済の健全な運行に資することを目的とする。 **第一条** この法律は、政府契約の支払遅延防止等その公正化をはかるとともに、国の会計経理事務

工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国が対価の支払をなすべきも第二条 この法律において「政府契約」とは、国を当事者の一方とする契約で、国以外の者のなす(定義)

(政府契約の原則)

第三条 政府契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義第三条 政府契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義

(政府契約の必要的内容事項)

一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期 「第四条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価 第四条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価 第四条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価

一 対価の支払の時期

三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(給付の完了の確認又は検査の時期)四 契約に関する紛争の解決方法

ては十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。第五条 前条第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事につい

項の規定により約定した期間以内の日とする。
は、前項の時期は、国が相手方から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前は、前項の時期は、国が相手方から是正又は改善を求めることができる。この場合において
2 国が相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であ

| (以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなけ す(以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなけ す払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日 に払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日、は事**六条** 第四条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支 2 (支払の時期)

は、適法な支払請求があつたものとしないものとする。 2 国が相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見しない。 2 国が相手方の支払請求を受けた段までの期間は、約定期間に 道知した日から国が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に 通知した日から国が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に がよるときにあつては、当該請求の拒否を ときは、国は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとする。こ ときは、国は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとする。こ

期間に一・五を乗じた日数以内の日としなければならない。は、当事者の合意により特別の期間の定をすることができる。但し、その期間は、前二条の最長第七条 契約の性質上前二条の規定によることが著しく困難な特殊の内容を有するものについて(時期の定の特例)

(支払遅延に対する遅延利息の額)

の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸第八条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来

しないものとする。

ない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算ない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定め付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その

せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要

(完了の確認又は検査の遅延)

(定をしなかつた場合)

第十条 政府契約の当事者が第四条ただし書の規定により、同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。 政府契約の当事者が第四条ただし書の場合を除き同条第一号から第三日以内の日と定めたものとみなし、同条第三号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第八条の計算の例に準じ同条第三号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延を書面により明らかにしないときは、同条第二号の時期は、相手方が支払請求をした日から十五項を書面により明らかにしないときは、同条第一号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨第十条 政府契約の当事者が第四条ただし書の規定により、同条第一号から第三号までに掲げる事

(国の過払額に対する利息の加算)

(電磁的方法による手続) (電磁的方法による手続) (電磁的方法による手続) (電磁的方法による手続) では定める率と同じ率を乗じて計算した金額を加算して国に返納しなければならない。 での期限の翌日からこれを国に返納する日までの期間に応じ、当該未返納金額に対し第八条第一該契約の相手方がその超過額を返納告知のあつた期限までに返納しないときは、その相手方は、第十一条 国が前金払又は概算払をなした場合においてその支払済金額が支払確定金額を超過し当

備えられたファイルへの記録がされた時に国に到達したものとみなす。 定めるものをいう。次項において同じ。)により行われたときは、国の使用に係る電子計算機に電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で第十一条の二 第五条、第六条及び第十条の規定に基づき相手方が行う通知又は請求が電磁的方法

「。 に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみない 第六条第二項の規定に基づき国が行う通知が電磁的方法により行われたときは、相手方の使用

(財務大臣の監督)

は必要に応じ実地調査をすることができる。2 財務大臣は、前項の目的をもつて政府契約の相手方に対して支払の状況について報告させ、又2 財務大臣は、前項の目的をもつて政府契約の相手方に対して支払の状況について報告させ、又

(懲戒処分)

2

るときは、その職員の任命権者は、その職員に対し懲戒処分をしなければならない。 第十三条 国の会計事務を処理する職員が故意又は過失により国の支払を著しく遅延させたと認め

ものを発見したときは、その任命権者に当該職員の懲戒処分を要求しなければならない。く遅延させたと認める事件でその職員の任命権者がその職員を前項の規定により処分していない。会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は過失により国の支払を著し

(この法律の準用)

第十四条 この法律(第十二条及び前条第二項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準

- この法律は、公布の日から施行する。
- の率について第八条第一項の率を下るものがあるときは、その率と定めたものとみなす。但し、れぞれ第五条及び第六条の最長期間以内の日と定めたものとみなし、支払遅延に対する遅延利息 の確認又は検査をしないものがあるとき、又は相手方から適法な支払請求書を受理し、なお支払」政府契約でこの法律施行前において国が相手方から給付を終了した旨の通知を受け、なお完了 第七条の規定により、その制限内で特別の期間の定をすることを妨げない。 をしないものがあるときは、第四条第一号及び第二号に掲げる時期は、この法律施行の日からそ
- 3 経過し、なお相手方が返納しないものがあるときは、その相手方は、この法律施行の日から第十国が支払確定金額を超過する支払をなしたものでこの法律施行前に返納告知に指定した期限が 条の規定により計算した金額を加算して国に返納しなければならない。

(昭和二七年七月三一日法律第二五一号)

この法律は、公社法の施行の日から施行する。

(昭和二八年七月一五日法律第六〇号) 抄

1

規定は、 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十条、 昭和二十九年一月一日から施行する。 第十一条及び次項から附則第十項までの

(昭和二九年五月二二日法律第一二一号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (昭和三一年五月四日法律第九四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

則 (昭和四二年七月二〇日法律第七三号)

抄

公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第三十一条までの規定は、 (施行期日)

(昭和五九年八月一〇日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有す第六条 この法律の施行前にした旧公社の契約については、第十五条の規定による改正前の政府契

則 (昭和五九年一二月二五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前にした旧公社の契約については、第十九条の規定による改正前の政府契 約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の規定は、この法律の施行後も、 なおその効力を有す

則 (昭和六一年一二月四日法律第九三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行前にした日本国有鉄道の契約については、第八十条の規定による改正前 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の規定は、なおその効力を有する

則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)

抄

(施行期日)

附

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する 公布の日 第千三百二十四条第

附則(平成一四年一二月一三日法律第一五二号) 抄二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 百五十一号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 附 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施